

「開発許可制度運用指針改訂案」の概要

平成 21 年 10 月
国土交通省

I. 概要

介護保険法に規定する特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護が行われる適合高齢者専用賃貸住宅のうち、その立地がやむを得ないものについては、開発審査会の議を経た上で、市街化調整区域での建築を許可することが可能と考えられるものとして提示することとする。

II. 内容

国土交通省では、都道府県等の開発許可制度の運用に資するため、技術的助言として開発許可制度運用指針（平成13年国総民第9号。以下「運用指針」という。）を示しており、運用指針Ⅲ—7—1「法第34条第14号等関係」において、都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第14号及び都市計画法施行令（昭和44年政令第156号）第36条第1項第3号ホの規定に基づき、開発審査会の議を経て、市街化調整区域において通常原則として許可して差し支えないものと考えられる開発行為等を提示している。

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第15条第3号に規定する適合高齢者専用賃貸住宅のうち、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護が行われるものについては、提供される介護サービスの質が行政の監督の下で担保されることから、既に運用指針Ⅲ—7—1（14）に提示している有料老人ホームと同様に取り扱うことが適当と考えられるため、施設の機能、運営上の観点から市街化区域に立地することが困難又は不適當である等の一定の要件を満たすものを、法第34条第14号及び令第36条第1項第3号ホの規定に基づき通常原則として許可して差し支えないものと考えられるものとして追加することとする。

また、運用指針Ⅲ—7—1（14）に記載する有料老人ホームに関する記述についても、所要の改訂を行う。

III. 今後のスケジュール

平成21年11月中を目途に技術的助言を発出する予定である。